

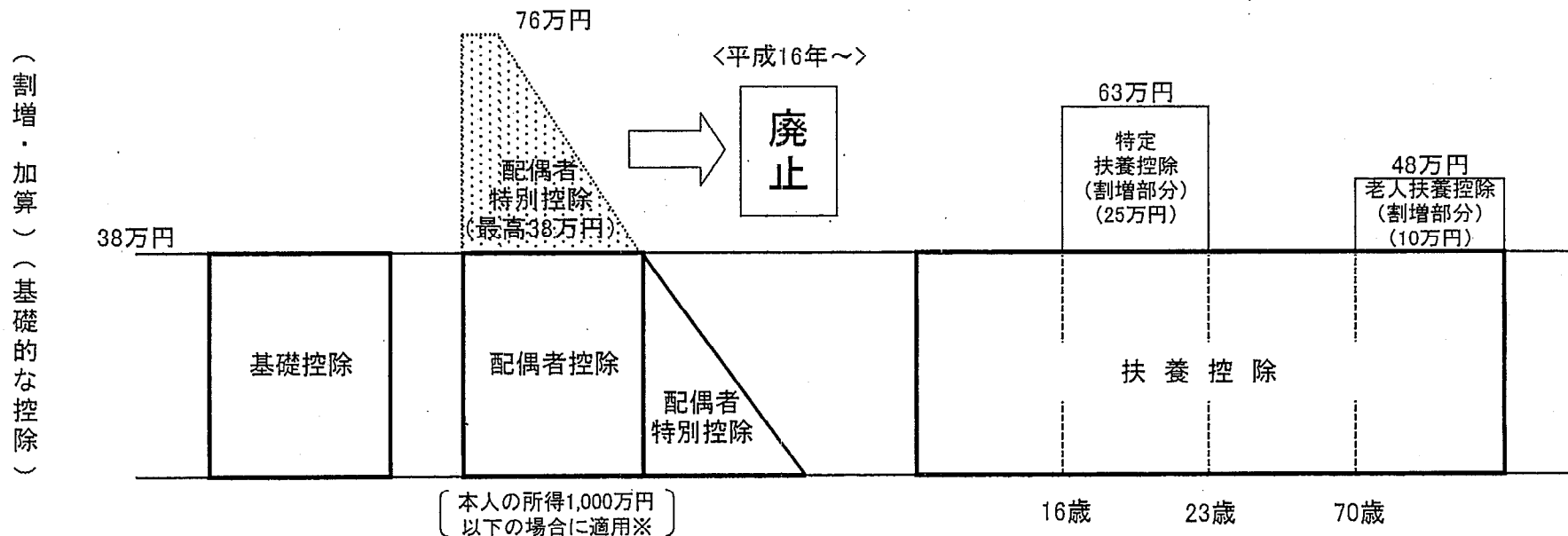
人的控除の概要

		創設年 (所得税)	対 象 者	控 除 額		本人の所得要件	
				所 得 税	個 人 住 民 税		
基 礎 的 な 人 的 控 除	基礎控除	昭和22年	・本人	38万円	33万円		
	配偶者控除	控除対象配偶者	(昭和36年)	・生計を一にする配偶者で、かつ、年間所得が38万円以下である者	38万円		33万円
		老人控除対象配偶者	昭和52年	・年齢が70歳以上の控除対象配偶者	48万円		38万円
		(同居特別障害者加算)	昭和57年	・上記の者が特別障害者で、かつ、同居している場合	+35万円	+23万円	
	配偶者特別控除		昭和62年	・生計を一にする配偶者	最高38万円 (配偶者の年間所得による) 【上乗せ部分の廃止(注)】	最高33万円	年間所得1,000万円以下
	扶 養 控 除	扶養親族	昭和25年	・生計を一にする親族等で、かつ、年間所得が38万円以下である者	38万円	33万円	
		特定扶養親族	平成元年	・年齢が16歳以上23歳未満の扶養親族	63万円	45万円	
		老人扶養親族	昭和47年	・年齢が70歳以上の扶養親族	48万円	38万円	
		(同居特別障害者加算)	昭和57年	・上記の者が特別障害者で、かつ、同居している場合	+35万円	+23万円	
		(同居老親等加算)	昭和54年	・老人扶養親族が本人と同居している場合	+10万円	+7万円	
特 別 な 人 的 控 除	障害者控除	昭和25年	・本人又はその控除対象配偶者若しくは扶養親族が障害者である場合	27万円	26万円		
	(特別障害者控除)	昭和43年	・上記の者が特別障害者である場合	40万円	30万円		
	老年者控除	昭和26年	・本人が65歳以上の者	50万円	48万円	年間所得1,000万円以下	
	寡婦控除	寡婦控除	昭和26年	・老年者に該当しない者で、 ①夫と死別したもの ②夫と死別又は夫と離婚したもので、かつ、扶養親族を有する者	27万円	26万円	①の場合 年間所得500万円以下
		(特別寡婦加算)	平成元年	・寡婦で、扶養親族である子を有するもの	+8万円	+4万円	年間所得500万円以下
	寡夫控除	昭和56年	・老年者に該当しない者で、かつ、妻と死別又は離婚をして扶養親族である子を有する者	27万円	26万円	年間所得500万円以下	
	勤労学生控除	昭和26年	・本人が学校教育法に規定する学校の学生、生徒等	27万円	26万円	年間所得が65万円以下 かつ給与所得等以外が 10万円以下	

(注) 配偶者特別控除(上乗せ部分)の廃止は、平成16年分以後の所得税及び平成17年度分以後の個人住民税について適用される。

人的控除の簡素化・集約化

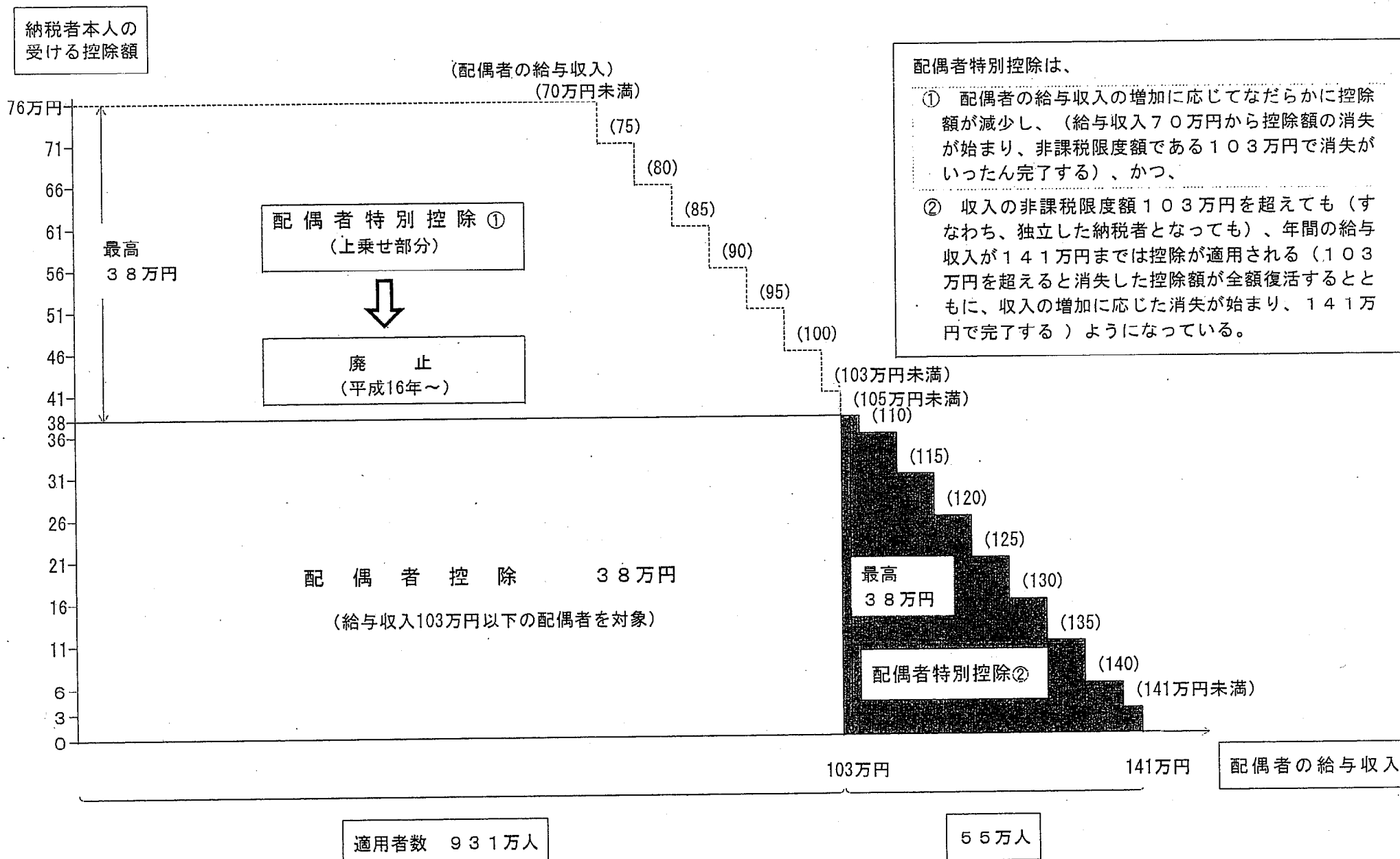
個人所得課税の「空洞化」の状況を是正し、広く公平に負担を分かち合うとの基本的考え方の下、経済社会の構造変化に対応して個々人の選択に中立的な税制を構築していく観点から、配偶者特別控除(上乘せ部分)を廃止する



※ 給与収入約1,231万円(所得金額1,000万円)を超えると配偶者特別控除は適用されない。

※ 平成16年分以後の所得税について適用

配偶者控除・配偶者特別控除制度の仕組み（配偶者が給与所得者の場合）



(注) 上記のほか、国税庁「申告所得税の実態(平成13年分)」において、配偶者特別控除の適用のある者が約200万人となっている。
 (備考) 国税庁「民間給与の実態(平成13年分)」(年末調整を行った1年を通じて勤務した給与所得者(納税者))により作成。

主要国における基礎控除、配偶者控除及び扶養控除等の概要（未定稿）

	日 本	ア メ リ カ	イ ギ リ ス	ド イ ツ	フ ラ ン ス
課 税 単 位	個人単位	個人単位、夫婦単位の選択	個人単位	個人単位、夫婦単位（二分二乗）の選択	世帯単位（N分N乗）
納税者本人に関する控除	基礎控除 38万円	人的控除(注) 3,050ドル [36.9万円]	基礎控除 4,615ポンド [85.8万円]	なし 税率適用課税所得 ・ 個別課税 7,236ユーロ [86.1万円] ・ 合算分割課税 14,472ユーロ [172.2万円]	なし 税率適用課税所得 4,191ユーロ [49.8万円]
配偶者に関する控除	・ 配偶者控除 38万円 ・ 配偶者特別控除 (最高38万円) ⇒上乗せ部分廃止 (平成16年～)	・ 人的控除(注)3,050ドル [36.9万円] 夫婦共同申告を選択した場合に、3,050ドルの2倍の人的控除が認められる(3,050ドルが配偶者控除相当額となる)	・ なし (注)夫婦者税額控除は、2000年4月時点で65歳に達している者を除き廃止	・ なし	・ なし (注) 家族除数 ・ 独身者 1 ・ 夫婦者 2 ・ 夫婦子1人 2.5 ・ 夫婦子2人 3 ・ 夫婦子3人 4 ・ 夫婦子4人 5 以下扶養子女1人増すごとに1を加算する。
親族等を扶養している場合の主な控除等	・ 扶養控除 扶養親族 38万円 特定扶養親族 (16歳以上23歳未満) 63万円 老人扶養親族 (70歳以上) 48万円	・ 人的控除(注) (被扶養者1人につき3,050ドル [36.9万円] の所得控除 ・ 子女税額控除 (17歳未満の扶養子女1人につき600ドル [7.3万円] の税額控除)	・ 児童税額控除 (16歳未満の扶養子女が1人以上ある場合529ポンド [9.8万円] の税額控除) (注) 1歳未満の扶養子女がある場合、税額控除額は1,049ポンド [19.5万円] に増額	・ 子女控除 (扶養子女1人につき5,808ユーロ [69.1万円] の所得控除) (注) 子女控除と児童手当 (扶養子女1人につき1,848ユーロ [21.9万円] の有利な方を適用	

(注) 高額所得者に対する減額措置がある (夫婦共同申告の場合、調整総所得が209,250ドルを超える高額所得者は、超過部分2,500ドルにつき2%ずつ減額される：2003年)

(備考) 1. 平成15年1月現在の各国の税法による。

2. [] 内はそれぞれ邦貨に換算したものであり、次のレートによる。

1ドル=121円、1ポンド=186円、1ユーロ=119円 (基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：平成14年6月から11月までの間における実勢相場の平均値)